

## ○大府市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豚熱ワクチンの接種の励行を促進し、畜産経営の安定を図るため、農業者が行う豚熱ワクチンの接種費用の一部を予算の範囲内において交付する大府市豚熱ワクチン接種事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において養豚業を営む者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、市内の飼養豚に対し豚熱ワクチンの接種を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、15円に補助対象事業を実施した豚の延べ頭数を乗じて得た額とする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、大府市豚熱ワクチン接種事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、同項の申請書の内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市豚熱ワクチン接種事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を同項の規定による申請をした者に通知する。

(実績報告書)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市豚熱ワクチン接種事業補助金実績報告書（第3号様式）に補助対象事業の実施頭数が確認できる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、大府市豚熱ワクチン接種事業補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者の請求により補助金の交付をするものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定

額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。